

日本版 DARPA 研究所（軍事研究部門）創設

防衛イノベーション技術研究所、東京・渋谷の恵比寿ガーデンプレイスに入居！

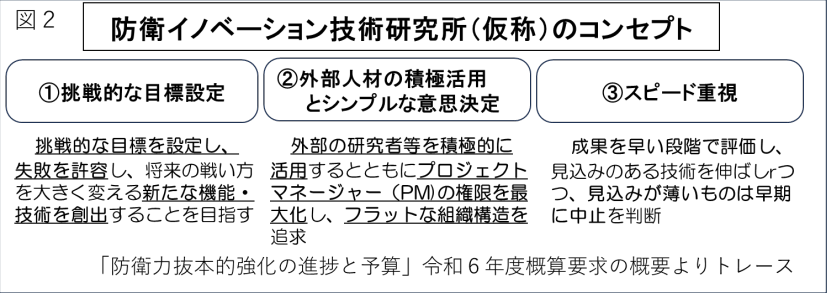
井原 聰 東北大学名誉教授

防衛イノベーション技術研究所 10 月に誕生
 恵比寿ガーデンプレイス（東京・渋谷）の入居者一覧¹に登録はまだないが、防衛イノベーション技術研究所（仮称）の創設²によると「防衛イノベーション技術研究所（仮称）が 10 月には入居する予定のビルとマップが掲載されている（図 1 参照）。創設予定の近くには目黒の防衛装備庁等の大きな施設や国有地があるので地の利はいい。



防衛イノベーション技術研究所は防衛省の説明によると「防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、米国の DARPA(国防高等研究計画局)や DIU(国防イノベーションユニット)における取組を参考に、これまでとは異なるアプローチ、手法により、変化の早い様々な技術を、将来の戦い方を大きく変える革新的な機能・装備につなげていく新たな研究機関を防衛装備庁に創設³」とある（図 2 参照）。防衛省の研究開発費は大

軍拡政策の掛け声で、2022 年度 3,257 億円だったものが 2023・2024 年度は約 8,900 億円へと 2.8 倍に跳ね上がった。この研究開発費について「技術の差が戦いの勝敗を決することから、将来の技術的優位を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現するため、民生分野の先端技術を幅広く取り込むとともに、関係府省のプロジェクトと連携しつつ、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的投資に加え未知の技術領域に対して果敢に挑戦することにより、将来の新たな戦い方を創出する防衛イノベーションを実現する⁴」と将来の新たな戦い方を創出する予算だと大見えを切っているが、この技術研究所の予算は事項要求となっていて予算額は示されていない。この 2 月の段階では、100 億円程度で、100 人規模、50 人程度は外から雇用するとの報道もあった⁵。プロジェクトマネージャー（PM）がゲームチェンジャーとなりうるプロジェクトを提案し、研究者を募集し管理する。入居する研究所は DARPA と同様とすれば、司令



¹ <https://building-tenant.com/ebisu-gurdenplace/>
² https://www.mod.go.jp/atla/saiyou_pm/files/br_pm_c_enter_r0608.pdf
³ 「防衛力抜本的強化の進捗と予算」令和 6 年度概算要求の概要。

⁴ 同上。
⁵ “防衛装備研究の新組織「イノベーション研究所」、半数は民間から登用…100 人態勢で今秋発足”読売 Web 版 2024.2.24。

塔としての施設で、研究施設は作らず、プロジェクトの実施は採用された研究者の所属する研究施設で行われることになる。任期付きで雇用された場合は防衛省の施設内で実施されると考えられる。3月にPMの募集が終わりDARPA出身の外国人1人および信州大、沖縄科学技術大学大学院、東大、千葉工大、産総研などから11人が採用された⁶。

ところでDARPAの2024年度の年間予算は約5,936億円⁷、職員数220人、そのうちプログラムマネージャー(PM)100人、250件の研究開発プログラムが動いている⁸。「DARPAの成功の歴史の中核をなす」のは各分野のトップの優れた並外れたリーダーたちで、学界、産業界、政府機関から3～5年の短期だけやってくるという⁹。軍隊と戦争を可とする憲法を持ち、軍事研究を是とする国で、失敗を重ね豊富な歴史的経験¹⁰をもち、予算・人員規模の大きなDARPAの何を参考にするというのだろうか。この国に軍事研究に燃える研究者がいるというのだろうか。日本学術会議を先頭に大半の大学が軍事研究に待ったをかけていることを忘却してはならない。だからこそ大学や日本学術会議を政府のガバナンスが利くものへと変えようと躍起になっているのである。

今一つ、参考にするというDIUは「国防総省、起業家、新興企業、およびカリフォルニア州シリコンバレー(DIU西地区)、ボストン(DIU東地区)の民間企業を結ぶインターフェース・ノードとして機能する」として有望な民間技術をスカウトして「次世代技術の戦場での優位性を確保する」というもので、優れた民間技術を戦場での標的の的中率を上げるための軍民を連携させる組織で、これを参考にするという。

先端分野の優れた研究と研究者をおそらく破格の条件で軍事研究にスカウトするのであろうが、その分野はブラックホールに吸い込まれたのと同じで、さびれてしまう。兵器開発に奉仕する研究からは豊かな自然科学の成果は期待できないばかりか、優れた研究を軍事に動員するとすれば、日本の科学や技術の発展を阻害することになる。

先端分野の科学・技術をいいかえた

ディープテック研究開発の行方

また、この渋谷・目黒エリアに2028年にはディープテック研究開発のグローバル・スタートアップ・キャンパスが進出する。軍事研究施設との地の利の良さが気にかかる。これは「ディープテック分野に特化した研究機能と国際標準のインキュベーション機能を兼ね備え、スタートアップ創出等の手法を通じて様々な社会的インパクトをグローバルに生み続けることを使命とする¹¹」もので、色あせた「新しい資本主義」の「グランドデザイン及び実行計画2023改訂版」として構想された。

「国内大学の研究開発を活性化し、変革を促す。キャンパスの施設・設備の完成を必ずしも待つことなく、海外大学等との共同研究や研究者交流等を先行的に実施し、迅速にスタートアップ創出に取り組み¹²」という。ブレークスルー研究、ムーショット型研究開発、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)、戦略的創造研究推進事業…と次から次に成果もあいまいなまま十分な総括もなされずに繰り出される社会実装(成長戦略)型プロジェクト事業としてグローバル・スタートアップ・キャンパス構想もその一つとして筆者はみている。

政府資金で実施されている研究プロジェクトの優れた成果はいまやブラックホールに吸い込まれる危険が大なのである。ブラックホールは防衛イノベーション技術研究所ばかりではなく、先に決定された経済安保秘密法もそれで、機密指定される研究は吸い込まれれば表舞台に出てくることはない。

ところで近年、はやりのこのディープテック分野とは「特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術。他方、①研究開発の成果の獲得やその事業化・社会実装までに長期間を要することにより不確実性が高い、②多額の資金を要する、③事業化・社会実装に際しては既存のビジネスモデルを適応できない。…自然体ではイノベーションの循環が起きにくい¹³」

⁶ https://www.mod.go.jp/atla/saiyou_pm/files/br_pm_memolist_r060802.pdf

⁷ DARPA <https://www.darpa.mil/about-us/budget-and-finance>.

⁸ <https://www.darpa.mil/about-us/about-darpa>

⁹ 同上。

¹⁰ DOD DIRECTIVE 5105.85.

¹¹ 「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想について」内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室。

¹² 「スタートアップ・エコシステムの現状と課題(ディープテック分野を中心として)」2024.5、内閣官房、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室。

¹³ 「ディープテック・スタートアップ支援事業について」

とされ、人工知能、機械学習、ロボット、3Dプリンター、自動運転、空飛ぶクルマ、宇宙飛行、月面探査、クリーン電力、代替エネルギー、ゲノム編集、寿命延長技術、IoT、センサー、精密医療、量子コンピューティング、ナノ・テクノロジー、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）などがリストアップされるが、要するに先端分野で社会的課題に意義があっても投資効果が低い分野といえる。いうまでもなく、ほとんどが軍事分野の課題で、投資効果をあげるために、民間からの寄付や政府の支援を呼び込もうとするもので、成果は直ちに社会実装（兵器等）が期待される。それだけに、渋谷・目黒エリアへのこの種研究プロジェクトの集積動向には監視の目が必要である。

安全保障技術研究推進制度を

軍事研究所が実施

防衛イノベーション技術研究所はプロジェクト・マネージャーを核に民間、大学、研究機関の研究を調査し、ゲームチェンジャーとなり得るプログラムを設定し、研究者を募集する、今述べてき

たように軍事研究に取り込む装置である。「関係府省庁等の科学技術イノベーション投資事業の成果¹⁴」は取り込む対象とされる。

安全保障技術研究推進制度(104 億円)とブレークスルー研究(仮称)(110 億円、チャレンジングな目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創出する)もこの研究所が実施し、兵器開発に取り込む対象となる。ついに、安全保障技術研究推進制度は新たな闘い方を創出する研究制度の一角に据えられたのである。今や、基礎研究と言わせてはならないが、兵器開発の基礎研究ではある。

大軍拡政策の具体化が着々と進められている。軍事研究に民間、大学、研究機関を取り込み、戦前回帰が進行している。どう跳ね返すか、市民運動としても重大な危機に立たされている。

¹⁴ 令和5年2月、産業技術環境局、もとは Deep Tech は投資家の Swati Chaturvedi の造語。

学術体制「国策化」の危険性

立命館大学 兵藤友博

日本学術会議は今「改革」の渦中にある。2020年10月の会員候補の言われなき任命拒否、その後、政権党（PT）は同会議に「改革」の論点すり替えを仕掛けた。

このニュースレターでも再三記事として取り上げられているが、これまで「日本学術会議の在り方に関する政策討議」、次いで「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が開催された。その一方で学術会議は自主改革に取り組んだ。だが、昨年末には有識者懇談会の「中間報告」および「担当大臣決定」、そしてなお、今年になってそれらを踏まえての日本学術会議の「組織制度」「会員選考等」を検討するワーキング・グループWGの審議が続けられている。この間のWGの会議開催テンポは早く、近いうちに「中間報告」がまとめられ、日本学術会議を外部法人化する法案が国会に提案されるとの指摘もある。日本学術会議と政府とはすれ違った予断を許さない状況にある。

以下では、この間の「改革」問題の動きや日本学

術会議創設以来の歴史に立ち戻りつつも、日本の科学・技術政策がどのように展開してきたのか、また「研究力低下」が取り沙汰される日本の科学・技術力はどのような事態にあるのか、紙幅関係上限定的とならざるを得ないが、学術と政策の相関、学術と政治の在り方について検討する。

1. なぜ政府・政権党は科学技術によるイノベーション推進に躍起となるのか

競争力政策と学術体制

ご存知のように日本の科学・技術の在り方の基本を規定した法制度に1995年の科学技術基本法がある。これは、米国の産業をイノベーションによって活性化させようとの1985年の競争政策「ヤングレポート」、また日本の科学・技術は欧米の科学・技術へのただ乗り論だとの批判を契機として法制化されたといわれる。そして、その翌年度から5年度ごとの「科学技術基本計画」が策定され、今日、第6期を迎えている。以来、30年を

経過するものの日本の科学・技術の現状はかんばしくない。その原因は皮肉にも日本の科学・技術競争力を強化しようと策定された科学技術政策が、イノベーションによる「日本再興戦略」などの成長戦略や軍事的安全保障技術研究の推進、いうならば科学技術による国威発揚的な「お国のため」の政策に偏っているからではないとも指摘される。

1990年代前半、基本法の法制化を図ろうとした頃の第1期科学技術基本計画は、日本科学技術の研究基盤の脆弱性に留意し、学術研究の基盤整備を図ろうとしていた。だが、バブル経済の崩壊の後始末を終えた1990年代後半期には、大学等技術移転促進法が法制化され、新産業・新事業の創成、産業競争力強化策が策定され、舵を切った。

このような政策転換には、国際指標における日本の競争力ランキングの滑落、ハイテク産業における輸出占有率の相対的低下などが露わとなり、政財界はそれら指標に示される現状に危機感を覚えたのだろう。さらにこれを後押ししたのは折からのEUの「知識社会」「知の拠点」の推進を説く「リスボン戦略」（2000年）で、それは「知識基盤型経済」を提起した。こうして日本でも人材育成政策が焦点化し、2001年度以降の第2期科学技術基本計画で競争化・重点化政策がとられ、また大学院化をともなった国立大学法人化等の施策が実行されるに至った。

この競争化は、さらに中国をはじめとする新興国市場の台頭に触発された先進国間のイノベーションによる競争政策で複層化した。米国は、中国に対してこれまでの「関与」に加えて「競争」を意識した、ナショナルイノベーション政策としての「イノベート・アメリカ」を謳った「パルミサーノ・レポート」（2004年）をまとめた。これに続いて日本の2006年度以降の第3期科学技術基本計画はイノベーション政策「イノベーター日本」を掲げた。また、この時期、日本ではもう一つの方向付けがされた。大学は「社会貢献」とはいつても「教育」「研究」を介してのことと考えられるが、2005年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は、大学の第三の使命として「社会貢献」を加えた。

科学技術イノベーション政策と大学改革

2011年度以降の第4期では「科学技術イノベーション政策」が提起された。これはイノベーションを最大出口化とする、科学技術を日本経済の

再興のための経済的・政治的便宜の手立てと見なす政策である。ご存知のように安部政権下の2014年、総合科学技術会議は総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）に改組した。のちに、この国策イノベーション政策は2020年、科学技術基本法を科学技術・イノベーション基本法へと名称を変え、基本法と称しつつも法制度の基本的趣旨をついに取り換えるに至った。

このように競争政策は推進されてきたが、指摘されるように日本経済の指標は一向に好転しない。これに業を煮やして、経済界は内部留保をため込む一方で、日本の産業経済の活力を引き出すのに、大っぴらに学術界にテコ入れする方途に出た。2013年、経団連は提言「イノベーション創出に向けた国立大学の改革について」を示し、「経営組織体として大学のあり方」を説いた。これは「大学運営」を「大学経営」とするものである。翌2014年文部科学省はこれに続いて、通知（26文科高第441号）を発し、「人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である」と組織機構の改革を指示し、2015年には集権的ガバナンスを書き込んだ学校教育法・国立大学法の改編を行った。なんとも法律が民主主義的運営に規制をかけた。

2. 競争力政策の陥穽

—「研究力低下」を招いた科学技術政策—

日本の科学・技術力の実態

しばしば指摘されるように、国立大学の運営費交付金が低減し、競争的資金の一つ科研費も同様の事態にある。研究者登録人数は2011年度以降右肩上がり約18.8万人から29.2万人へと増加している。だが、予算は2011年2633億円、2016年2273億円、2021年2487億円で、新規採択件数は2.6万件で頭打ち、継続件数が漸増する中、1件当たりの配分額（平均）を413万円から296万円に引き下げて、採択率20%後半を維持するに至っている。科研費以外の競争的資金では、採択率は20%台のものもあるが10数%台のものもある。競争的資金の採択率はドイツや米国に比して日本のそれは半分程度である。これでは多くの研究機関が外れる状況にあり、しかも資金獲得の準備に時間をとられ、一層研究時間は低減し研究力低下になるのも当然である。

これは21世紀初めの遠山プランの提起にかか

ることであるが、そもそも米国譲りの研究大学構想は日本の実情にあったのか。日本の科学技術関係予算と米国の研究開発費を比較すると、後者は競争的資金も増やし経常的予算も増やしている。これに対して、日本は競争的資金増の割を食って経常的予算を減じている。案の定、「研究大学」に相当する機関数の相対的割合も米国に及ばない。しかも、2015年度以降、例の防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が施行され、また2022年には経済安全保障推進法が法制化されるに至った。政財界は、欧米諸国がGDPを伸ばす中で一向に引き上がらない日本のGDPを、国策イノベーション政策のみならず国策デュアルユース政策を推進し、これで積み上げようというのだろうか。

ところで、日本の科学技術統計には、統計調査の考え方の違いから相反していると見られるデータが掲載されている。近年の日本の研究者総数は専従換算で68.9万人（2021年）、労働力人口1万人当りの研究者数99.9人（2021年）となっている。日本の百万人当りの博士号取得者数は126人程度（2021年）である。これを英国やドイツ、フランスと比較してみる。研究者総数は英国31.7万人（2019年）、ドイツ45.9万人（2021年）、フランス34.0万人（2021年）で、労働力人口1万人当りの研究者数は英国88.6人（2017年）とドイツ106.8人（2021年）、フランス112.9人（2021年）である。留意すべき数値は、百万人当りの博士号取得者数は英国342人（2021年）、ドイツ330人（2022年）に対して、フランスは144人（2021年）で英独に及ばない。それにしても日本の水準は低い（『科学技術・イノベーション白書 令和5年版』）。参考に、大学進学率を掲げておく。イギリス66.0%、ドイツ44.5%、フランス54.8%に対して、日本は50.9%（2020年：OECD調べ）。

概して日本の研究者数は人口割で比較すると英独と比肩しているが、博士号取得者は英独の三分の一程度と少ない。資格が科学・技術力に直結するとはいわないが、なぜこのように少ないのか。大学、公的研究機関の博士号取得者はそれぞれ60.4%、47.8%（2022年）と比較的多いけれども、企業のそれは4.2%でしかない。ちなみに米国の企業の博士号取得者は13.5%（2021年）である。

これには日本の研究者総数をカウントする際の研究者カテゴリーの問題がひそんでいる。仮に欧米の基準でカウントした場合、どのような数値になる

のか。研究支援者が日本の場合、欧米に比して過少で、研究者総数をカウントする場合にこの点の考慮を要するとしても、日本の場合、英独では研究者に該当しないメンバーがカウントされ、研究者数は実際には少ないのではないかと考えられる。この点、お隣の韓国も日本に類似している。

はたして日本の科学・技術力は先進国並みなのか、新興国並みではないとしても途上性が窺われる。前記に労働力人口1万人当りの研究者数を示した。おおよそ日本も欧米先進国並みである。日本がこの労働力人口1万人当りの研究者数が100人程度、即ち統計数値上1%に達したのは1990年代であるが、しかしその実態は前述のように統計手法・調査の仕方の違いを考えると楽観視できるものではない。

ところが折からの競争力政策の競合の中で急ごしらえに重点化政策、またデュアルサポートといえば聞こえはよいが、国立大学の運営費交付金は抑制され、法人化にともない研究大学構想が展開された。

ときに話題になるが、日本における大学の学生数S/教員数T比は15.4（2020年）、その内訳は国立9.3、公立11.3、私立19.4で、私立は国公立の2倍となっている。欧米諸国と比較すると日本は欧米水準に達しない（参考に、中央教育審議会「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—中間報告」2005年に掲げられた、1999年時点のデータを示しておく。米国14.9、英国10.4、ドイツ9.6、なおフランスは25.8で、日本は18.7である）。日本の大学の水準は低く、ことに私立は過密な教育制度から抜け出せていない。

このS/T比は日本の大学教員数が相対的に少ないことを示し、学生の学びの質に影響をもたらしている。それだけでない。この数値は、大学教員への就職の窓口を狭めて（必ずしも博士号取得者の就職は大学教員ということではないが）学生の博士後期課程への進学志望を減らし、博士号取得者数の減につながっている。先に示したように百万人当りの博士号取得者数、およびS/T比において、日本、フランスは英独の水準にない。また、論文数（分数カウント）ランキング2000年/2020年比で、日本は2位⇒5位、フランスは日本に類似して5位⇒9位に落としている。

こうした途上性は大学だけでなく、公的研究機関にも窺える。「知識経済」はどこへ行ったのやら、また産業界の人的資源開発投資は欧米に比して少

ないとも指摘され、これらの事態は将来の日本の科学・技術力に暗雲をもたらすものとなっている。政策策定には書き込まれる言葉に腐心するのだろうが、現場の実態、趨勢を置き去りにした、権力機構を握る者たちによる政策では功を奏しない。ここに競争力政策の陥穽（落とし穴）がある。

3. 日本学術会議の立ち位置と 日本の学術体制が進む道とは

競争力政策と日本学術会議

振り返れば、科学技術基本計画に学術研究の在り方、また日本学術会議のことが書き込まれるようになったのは、2015年の安保法制の成立後、2016年度以降の第5期基本計画(2016.1.22閣議決定)以降である。実に「大学改革」と「学術研究」のワードは、第4期基本計画では見られなかったが、第5期基本計画では9件と10件と登場するに至った。

第5期基本計画の「第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」の「知の基盤の強化」の項に、「①イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進」の中で、「企業のみでは十分に取組まれない未踏の分野への挑戦や、分野間連携・異分野融合等の更なる推進といった観点から、国の政策的な戦略・要請に基づく基礎研究は、学術研究と共に、イノベーションの源泉として重要である」と、学術研究における基礎研究を企業が進めるイノベーションに寄与するよう説いた。

そして、「総合科学技術・イノベーション会議は、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部…等）や日本学術会議との連携を更に深める」（…は筆者による省略）と記し、日本学術会議の政策上の位置づけを行った。

出口志向の科学技術イノベーションを国家的課題なのだとして動員する競争力政策は、大学等の教育研究基盤に軋みをもたらし、研究者養成もおぼつかなくなる。学術研究基盤が抱える構造的問題はさらに深刻になる。経営学的に言えば、川上の学術研究の局面の事柄と川下の産業化の局面の事柄を連携、連動させるものである。産学連携といっても、科学の側は産業界と協同することで創発性を生み出すというのかもしれないが、川上の学術研究の領域の基礎科学の対象は自然と社会、人文の世界に広く開かれ、その目的は真理性の究明にあるのであって、営利性の追求にあるのでは

ない。

イノベーション論の創始者シュムペーターの指摘を待たずとも、利益を求める経済的過程としてのイノベーションの追求と真理を探究する科学研究過程としての学術研究とは、性格の異なるもので、両者を相関させると勢い経済過程は科学過程の成果を利用しはするが、学術本来の活動を圧迫しかねない。

科学技術の進む道とイノベーションとの相関
2020年の「科学技術・イノベーション基本法」への改正に当たって付帯決議がまとめられている。これは基本法の目的条項の記載において「科学技術の水準の向上」と「イノベーションの創出の促進」とを並置していることから、イノベーションの創出に偏重することのないよう両者のバランスに留意することが付された。だが、基本法本体の第三条4項には「イノベーションの創出の振興は、科学技術の振興によってもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限につながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない」と、イノベーションこそ最大限に創出するよう図ること記されている。これは学術とイノベーションとの相関を整理していないのに、基本法の法改正まで「見切り発車」したことを現わしている。

なお、目的条項のことで指摘しておきたい。「科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより…、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献する」とし、「寄与」と「貢献」に資する科学技術・イノベーションと記して、出来上がった科学技術の成果には留意している。確かに改正・基本法は新たに「学術」を法文に登場させたものの、科学研究の要である「真理」には言及していない。

4. 学術における真理と自由・民主の下での 独立性・自律性の確保

「科学研究基本法」の勧告と真理性

この点で思い起こされるのは、日本学術会議が1962年、「科学研究基本法」の法制化を提案したことだ。この基本法は、目的・社会的任務について①真理の探求、②国民生活、人間の尊厳、世界平和、人類福祉、文化の向上を憲法に即した条文を掲げ、また環境条件として①科学研究の自由、②科学者の自主性を記し、科学とその社会的

貢献、科学研究と科学者の基本的なあり方を示した。科学研究基本法は、今次の基本法のスタンスとは異なる。科学を国家の資源と位置付けるならば、教育基本法と並ぶ科学（学術）の基本法があつてしかるべきである。日本学術会議は1976年再び勧告を決議している。

先に指摘したように CSTI は学術会議を動員する方策に出たが、真理性に基づいた施策こそ望まれよう。学術会議は2023年4月、現下の課題を検討し、包括的な取り組みの方向性として「日本学術会議のあり方を含む学術体制全般の包括的・抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けること」を提起した。しかし、政府は日本の学術研究体制の問題を同会議の組織制度、会員選考問題に矮小化し、その審議をワーキング・グループ（WG）で進めている。

真理を礎とした学術体制「存続」いかん

外部法人化に向けた審議は、会員（210名）選考と連携会員（約1900名）の見直しも議論の俎上に上がっている。これが具現化すれば、さまざまな自然と社会を対象に学術研究を担う研究者、そして学会・協会から乖離することになる。樹木に見立てるならば、これまで広く深く根をはり枝葉を伸び広げて日本の学術を盛り立てていた、その要となってきた日本学術会議を根切りし植木鉢に移し替えるものといえよう。そしてなお、WGの議論では、法人化の場合は常勤の理事長が相応しいと学術会議会長の「専任化」、さらに会長の側近として、幹事会の助言運営員会に、学術会議事務局に属する「戦略スタッフ」を配置することによって、政府・政権党の意を注入しようとするガバナンスが論議されている。これは会長および幹事会を頭とすれば、学術会議本体の総会・各種委員会・部会との関係をトップダウン方式へと転回させ、これまで自生的に機能していたボトムアップ方式を兼ね備えた日本の学術研究体制の在り方を放逐し、そのガバナンスの中枢を国策化するものに他ならない。

「科学者の総意の下に」とは

日本学術会議法には「科学者の総意の下に」との一文が書き込まれている。昨年末の内閣府の有識者懇談会の「中間報告」は、この点を取り上げ「設立時の学術会議の目的が『国民生活への科学の反映浸透』であったことも一因であると考えられる。…一方的な発信にとどまらず、科学や学術の在り方について、『国民に語りかけ問いかける姿勢』『国民の声に耳を傾ける姿勢』が求められる。」

とし、「国民の総意の下に」と改めた方がよいとの見解を示している。

このように「科学の反映浸透」などという解釈もできるかもしれないが、日本学術会議の創設に関わつての経緯を振り返ってみる必要がある。「科学者の総意の下に」というのは、学術会議の会員選考の仕方、ならびに運営の仕方の特徴づけたものといえる。登録した科学者による公選制、ついで学協会による推薦制、そしてコ・オペレーション方式に移り変わってきたが、これらの選考の仕組みは異なるが、現場で学術研究を担う研究者とつながってきたことを示している。これは学術会議の在り方、すなわち真理性を礎とする学術体制の健全性保証の基本となるもので、その上で会長を互選し、幹事会を選任し、委員会や分科会を組織し運営してきた。学術体制本体の組織化と学術の社会に対するマネジメントとは考慮しつつも区別して考えることが必要だ。

「科学者の総意の下に」というのは、それだけでなく日本学術会議創設を目指してどのような取り組みがなされたのか、その経緯を特徴づけている。戦前の学術研究会議、帝国学士院、学術振興会の3団体をどう再編するかに関わつて、文部省は3団体等の代表者を取り持ち、学術研究体制世話人会44名をひとまず組織した。その上で学術体制刷新委員会（7部門と総合の合わせて委員108名）の委員が選出、組織され、70回を超える運営委員会、8回の総会等、会合を重ね日本学術会議法（案）をとりまとめた。1948年3月内閣総理大臣に答申、7月に公布、翌1949年日本学術会議が発会した。

第二次世界大戦時の科学技術動員と官制改革

日本学術会議の前身：戦前の学術研究会議は、当初、会長を互選で選考していた。だが、第二次世界大戦時、これを任命制に切り替えて科学技術の軍事動員を図った。その概略を示しておこう。

1937年盧溝橋事件を契機に日中戦争が本格化、総力戦遂行のための戦時動員を策定する企画院が設置され、1938年国家総動員法が成立、内閣に科学審議会が設置された。文部省は科学振興調査会を設置した。すでに学術振興会は「時局緊急問題」に取り組んでいたが、学術研究会議に対する軍事的科学動員の要望が強まった。反発はあったものの1941年改組された。1941年5月、近衛文麿内閣は「科学技術新体制確立要綱」を閣議決定、後継の東條英機内閣はこれを引き継ぎ、日米開戦の

翌 1942 年 1 月、科学技術動員を推進する行政・審議機関として技術院を、加えて学術研究会議と密接に連携した科学技術審議会を設置した。さらに 1943 年 1 月、文部大臣が「決戦体制下ニ於ケル科学研究ノ動員方策如何」を同審議会に提案し、軍事動員を強化する方向に動いた。

こうした中で、学術研究会議に対して 1943 年 11 月天皇の勅令による管制改革が行われ、会長は任命となって集権化を強めた。会員選考も「学術研究会議ノ推薦ニ基キ」を削除、「文部大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」とされた。学術研究会議の独立性は完全に排除され、天皇を頂く政権の下に統制されることになった。そして学術研究会議に科学研究動員委員会を新設、内閣の研究動員会議と連携し、大学を巻き込む研究班組織による大規模な軍事研究計画、190 有余の多方面にわたる研究班が結成された。なお、1938-45 年の間に 70 近い試験研究機関が新設され、それらの過半は大学付置であった。

実にこれらの戦時科学動員の全貌は筆舌に尽くし難いものであった。1949 年の日本学術会議は第 1 回総会で「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきった態度について強く反省し、今後は科学が文化国家ないしは平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんと誓うものである」と決議した。ここに科学者自身が戦前・戦時に軍事研究に駆り出され戦争に協力した、悲惨な戦時への反省が刻まれている。

現下の学術会議「改革」すなわち「法人化」は、上述の戦時の事態すなわち「管制改革」と無縁といえるだろうか、道を踏み外してはならない。独立性確保には「法人化」すればよいとの論議があるが、これは政府・政権党の意にそぐわない、日本

学術会議を締め出し統制しようとするものである。政治的民主主義の健全な発展はどこにいったのか。目下の状況では途上性を脱しえないであろう。

20 世紀、科学は「国家の資源」として位置づけられ、軍事科学・軍事技術とし戦争に利用され、生命の殺戮、都市や自然環境の破壊に供された。しかし、科学は国際性を旨とし、地域・民族・国境を越えて継承され発展してきたことからすれば、まぎれもなく「人類社会の資源」である。21 世紀の今日、科学をどのように育み利用するかが問われている。真理は科学的検証によるものであって、政治的党派にみられる多数派の形成や競争原理で見出せるものではない。

学術は、独立性・自律性の下、これを担う多彩な人たちが力を合わせて創意性を発揮しなくては成果につながらない。なぜこのことを重要視しているのか。政治と学術との交渉—内閣府で展開されてきた政策討議、有識者懇談会、また WG の審議状況に照らしていえば、権力機構を握る政治は、この間自主改革に取り組んできた学術体制を担う本体の意向を退けて、何としても学術体制の国策化を日本学術会議に仕込み、意のままにしようと目論む。学術体制の国策化は、科学者コミュニティをしばり、また国策型のイノベーション政策やデュアルユース政策の推進で学術の奇形化を招き、真理性を遠ざけて学術の進歩を押し止めるものとなる。自然的（生活過程における）自由は無論のことであるが、社会的（政治権力からの）自由が欠かせない。歴史はそのことを裏打ちしている。

【小論は、拙著『現代産業社会の展開と科学・技術・政策』（晃洋書房、2023 年）の第 IV 部「『国家資源』としての科学と政府、企業」の内容の一部を翻案し、本稿の趣旨に照らして書き下ろした。】

安全保障技術研究推進制度採択結果 29 日発表 詳報 9 月 3 日発行次号に

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai/r06kadai.pdf>

大学の応募 一昨年 11 件→昨年 23 件→今年 44 件 採択 大規模 S 4 件 小規模 A 4 件
S 採択：九州工大、筑波大、兵庫県立大、北大 A 採択：熊本大、玉川大、東海大、北大
上記の大学が行うのは、防衛省が最優先で開発中の海中ドローンやロケットに直接役立つ研究、兵器製造に用いる 3D プリンター用の合金の研究、爆風から脳を守る防護具のための研究など。

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja8631takai@gmail.com)